

令和 5 年度

第 1 回神崎市地域公共交通会議・第 1 回神崎市地域公共交通活性化協議会

- 開催日時 令和 5 年 6 月 27 日（火）13 時 30 分～15 時 00 分
- 開催場所 神崎市役所 3 階大会議室
- 出席者 [委 員] 平石巖（区長会）、本庄敏幸（区長会）、八谷好弘（区長会）、重松美文（民生児童委員）、馬場崎安則（老人クラブ）、永沼功（神崎市商工会）、吉原俊樹（神埼町住民代表）、佐藤悦子（千代田町住民代表）、小山淳也（有限会社ジョイックス交通）、山崎尚（西鉄バス）、古賀陽一郎（佐賀運輸支局）、牟田嘉伊座（佐賀運輸支局）、中村慎吾（佐賀国道事務所）、宮崎厚志（東部土木事務所）、鷺崎文徳（神埼警察署）、坂井歩美（佐賀県さが創生推進課）、嶋耕二（市産業建設部長）、中島勝利（市総務企画部長）

[事務局] 音成栄志、小柳恒有、執行祐恒、大澤聖也
- オブザーバー 中島祐二（吉野ヶ里町地域公共交通活性化協議会事務局）、岩本智子（吉野ヶ里町地域公共交通活性化協議会事務局）
※議題 7 関係
- 傍聴人 なし
- 会議次第
 - 1 開会
 - 2 委嘱状交付
 - 3 市長あいさつ
 - 4 委員の紹介
 - 5 神崎市地域公共交通会議及び地域公共交通活性化協議会について
 - 6 議題
 - (1) 副会長及び監事の選出について
 - (2) 令和 4 年度神崎市地域公共交通活性化協議会事業報告について
 - (3) 令和 4 年度神崎市地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算報告・令和 4 年度神崎市地域公共交通活性化協議会監査結果報告について
 - (4) 神崎市巡回バス事業計画の変更（案）について
 - (5) 佐賀県くらしを支える移動手段支援事業費奨励金に係る利用促進計画（案）及び計画策定に伴う新たな運賃設定（案）について

(6) 令和6年度生活交通確保維持改善計画(案)について

(7) 吉野ヶ里町デマンド型乗合タクシーの神埼市乗入れについて

7 その他

8 閉会

※ 上記の会議録の内容は別紙のとおり

会議録

1 開会

2 委嘱状交付

3 市長あいさつ

4 委員の紹介

5 神崎市地域公共交通会議及び地域公共交通活性化協議会について

6 議題

事務局 総委員 19 名中 18 名の出席により、交通会議設置要綱第 6 条第 2 項並びに協議会規定第 8 条第 2 項により本会議が成立していることを報告。

交通会議設置要綱第 5 条第 2 項並びに協議会規定第 5 条第 2 項により神崎市総務企画部長が会長となる。

交通会議設置要綱第 6 条第 1 項並びに協議会規定第 8 条第 1 項により会長が議長となる。

(1) 副会長及び監事の選出について

議長	副会長	八谷 好弘 (神崎市区長会会長)
	監事	吉原 俊樹 (神崎町住民代表)
	監事	本庄 敏幸 (千代田町区長会会長)

議長 任命に対し挙手により承認を求める。⇒承認される。

(2) 令和 4 年度神崎市地域公共交通活性化協議会事業報告について

議長 事務局に説明を求める。

事務局 説明

議長 質疑を求める。

質疑無し。

議 長 挙手により承認を求める。⇒承認される。

(3) 令和4年度神崎市地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算報告・令和4年度神崎市地域公共交通活性化協議会監査結果報告について

議 長 事務局に説明を求める。

事務局 説明

平 石 監査報告

議 長 質疑を求める。

委 員 利用料について予算額から実績が大きく下がっていることについて、フリーDAYの影響か。

事務局 影響がゼロではないが、利用者数の伸び悩んでいることに起因するものが大きい。

委 員 歳出について、広報費がバスマップ作成の費用、印刷費がその印刷費用と思われるが、施設整備費は何を作成されたのか。

事務局 新規設置を行ったバス停の製作費用である。

議 長 挙手により承認を求める。⇒承認される。

(4) 神崎市巡回バス事業計画の変更(案)について

議 長 事務局に説明を求める。

事務局 説明

議 長 質疑を求める。

質疑無し。

議 長 挙手により承認を求める。⇒承認される。

(5) 佐賀県くらしを支える移動手段支援事業費奨励金に係る利用促進計画（案）
及び計画策定に伴う新たな運賃設定（案）について

議 長 事務局に説明を求める。

事務局 説明

議 長 質疑を求める。

委 員 この事業は単年度事業か。

事務局 単年度ごとに承認される事業で、現時点でいつまで続くのかということは不明である。事業が続く限りは利用していきたいと思う。

委 員 持続的、永続的なもので無く、県内全体で継続的にやっていくといったモノではないのか。

事務局 そのとおりである。そのため、料金の値下げではなく回数券での対応とさせていただいている。

委 員 様々な分析を行っていただいているが、5年後、10年後といったように年月が経つについて、高齢者が増え公共交通のニーズも増えるといったことが考えられる。そういった部分の長期的な構想は持たれているのか。

事務局 地元説明会などで同じように将来の移動手段について心配をされている方は多いと感じている。実際の利用者数やアンケート意見などのデータをこれからも収集しつつ、タイミングを考えながらルート変更などに反映を行いたいと考えている。

委 員 支援事業について、現在計画書を提示してあるが、実際は県の指摘の中で目標値等の追記が入ってくることになるため、ご承知おきいただきたい。また、事業期間についてはっきりとしたことは申し上げられないが、県としても予算要求を行っていくので、市町にも継続して活用をいただきたい。

委員 中長期的な計画を、という部分について補足。神崎市においては現在網計画が令和6年度までの期間で策定をしており、令和6年度中に次期計画の策定を行われる予定である。そのなかで、利用状況や需要の調査を行い、長期的な計画を策定されるものと考えている。運輸局としても制度枠組みが大きく改正され、持続可能な旅客運送サービスの確保に向けて新しい制度を用意しており、制度が決定したら随時神崎市に共有していきたい。

議長 挙手により承認を求める。⇒承認される。

(6) 令和6年度生活交通確保維持改善計画(案)について

議長 事務局に説明を求める。

事務局 説明

議長 質疑を求める。

委員 本計画については運輸支局のほうで事前審査を行っており、大枠として修正等は不要と考えている。ただ、資料9ページに1運行当たりの利用人数の目標値を定めてあるが、国の要件緩和が無くなる見込みであることから上局との協議の中で、人数を2.0人以上と修正指示が入る可能性がある。そのため、修正指示があった場合は、修正の対応について事務局に一任することも含めて承認をいただきたい。

議長 上局との調整の中で修正の指示が出た場合は、事務局より修正を行ったうえで、修正分を再度委員の皆様にお渡しいただきたい。

議長 挙手により承認を求める。⇒承認される。

(7) 吉野ヶ里町デマンド型乗合タクシーの神崎市乗入れについて

議長 事務局に説明を求める。

事務局 説明

議長 質疑を求める。

委員 これは佐賀銀行神埼支店までのルートにある商業施設等にもバス停を設

置するということか。

事務局 神埼市内においては、佐賀銀行神埼支店のみに停留場を設置される。神埼市内のその他の施設では乗り降りできない。

議 長 挙手により承認を求める。⇒承認される。

7 その他

事務局・委員共に特になし

8 閉会